



いばらき

農業委員会だより

平成29年1月
(創刊昭和50年11月)

第163号

編集・発行
茨木市農業委員会
茨木市駅前三丁目8番13号
Tel620-1677(事務局)

謹賀新年



新年明けましておめでとうございます。皆様にはご家族お揃いで、お健やかに新しい年をお迎えのこととお喜び申し上げます。旧年中は、農業委員会活動に格別のご高配とお力添えを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、皆様にご案内しておりましたとおり、今年も茨木市農業委員会にとつて大転換の時期となります。昨年4月に農業委員会法が改正され、次回の改選期から農業委員を市長が任命することになりました。農業委員の定数も、12月議会での条例改正により14名と定められており、農業委員14名の中には、法律により女性委員を1名以上、利害関係のない委員(中立委員)を1名以上、認定農業者を4名以上任命することになりました。また、農業委員会は、担い手への農地の集積集約化、耕作放棄地の発生防止、新規参入の促進などに重点的に取り組んでいくことが求められており、新たに農地利用最適化推進委員を新設することになりました。現在、新体制の発足に向け、準備が進められております。

農地制度に目を向けますと、平成27年4月に都市農業振興基本法が制定され、昨年5月には都市農業振興基本計画が策定されました。今後、市街化区域の宅地需要が低下すると見込まれることや、農地の持つ防災機能や景観、環境の形成機能など、多面的機能が見直され、市街化区域の農地の位置付けが「宅地化するべきもの」から、都市に「あるべきもの」へ大きく転換しました。

また、平成4年の生産緑地法改正に伴い、生産緑地の指定を受けた農地の買取り申出が可能となる30年後の期間満了が、これから近づいてまいります。茨木市農業委員会といたしましては、今後の生産緑地制度の成り行きを注視するとともに、関係機関と連携しながら、生産緑地指定の面積要件を500㎡から緩和することや、買取り申出による道連れ解除の解消等を、国に要請している所でありま。

このように農業を取り巻く環境が刻々と変化する中、新たな農業委員会体制の構築に向け、また、農地の保全、適正利用に向け、今後とも農業委員会活動にご理解、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈りし、新年のごあいさつといたします。



茨木市農業委員会

会長 大上 眞明

新年のごあいさつ

農林産物品評会特賞入賞者一覧

| | (敬称略) |
|----------------------|--------|
| 茨木市長賞 | 藤田 永次 |
| 茨木市議会議長賞 | 田所 壽一 |
| 大阪府知事賞 | 塩田 寛 |
| 茨木市農業委員会会長賞 | 河端 武雄 |
| 茨木市農業協同組合会長賞 | 小林 鷹子 |
| 茨木市農業振興団体連合会会長賞 | 中内 泊雄 |
| 茨木市農協実行組合長会連絡協議会会長賞 | 田中 豊 |
| 大阪府森林組合茨木市林業推進協議会会長賞 | 長谷川 進一 |
| 大阪府農業会議会長賞 | 増田 信雄 |
| 三島地区農業委員会連合会会長賞 | 猪谷 昭弘 |
| 大阪府農業協同組合中央会会長賞 | 西田 秀行 |
| 全国農業協同組合連合会大阪府本部長賞 | 浅井 薫 |
| 大阪府信用農業協同組合連合会会長賞 | 小川原 祥郎 |
| 全国共済農業協同組合連合会大阪府本部長賞 | 小林 正博 |
| 大阪エコ農産物「いばらきっ子」賞 | 岩本 輝雄 |
| 大阪府森林組合賞 | 池野 真治 |
| 大阪府北部農業共済組合賞 | 宮前 賢 |
| 大阪府農業共済組合連合会会長賞 | 澤田 悦夫 |
| 大阪府花き園芸連合会会長賞 | 田仲 久子 |

第42回農業祭が、平成28年11月19日(土)、20日(日)の2日間、「都市と農村のふれあいを求めて」をテーマに、市役所前北・南グラウンドで開催されました。

あいにくの雨模様で始まりましたが、徐々に天気は回復していき、農家の皆さんが丹精込めて育てた新鮮で安全安心な農産物を買って求めた家族連れなど約4万人が訪れました。

第42回

茨木市農業祭

新鮮野菜求め 賑わう!



足元が悪い中でも、農産物の売れ行きは好調で、姉妹都市の香川県小豆島町、大分県竹田市の物産コーナーとともに盛況となりました。

農林産物品評会には、野菜、果実、花き等693点の出品があり、特賞19点、優秀賞20点、努力賞10点が入賞しました。

なお、特賞に入賞された方々は、左表のとおりです。



開会挨拶



品評会出品物展示



農業委員による農地相談 品評会表彰式

ストップ! 違反転用

農地転用とは、農地を農地以外のものにするをいいます。

例えば、農地を住宅や倉庫を建てるための敷地とする、駐車場や資材置場にするなど、農業以外の目的に利用することをいいます。

無秩序な転用を防止し、優良農地を維持していくために、農地法により一定の規制がかけられ、許可、届出の手続が必要となります。

◆無断転用は法律違反です!

市街化調整区域で許可を受けず、また、市街化区域で届出もせず農地を転用した場合、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復

農地転用の手続には、分りにくい部分もありますので、事前に地元農業委員又は農業委員会にご相談ください。

| | |
|----------|---------|
| 青空駐車場にした | 住宅を建てた |
| 残土置場にした | 資材置場にした |

等の命令が出されることがあります。また、違反転用の罰則は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)となります。

道」と聞いて何を思い出されますか。イナゴ、バッタ、モグラ、ヘビ、もつと美しくヒガンバナ、ヤブカンゾウでしょうか。「あぜ道」は、畦道とも書いて、田んぼ、畑の区切り、境として無くてはならない要の存在です。また「畦」は、あぜともうねとも読みますね。「あぜ道」はなんとなく郷愁を感じるもので、そのまま幼い自分につながるような気がしますね。

私の住んでいる五日市地区は、北西に名神高速道路、南に国道171号線、東に茨木・亀岡線と周りを幹線道路に囲まれています。西の名神高速道路の近くには、白井河原の合戦(1571年、元龜2年)で中川清秀に討ち取られた、高槻芥川城主であった和田惟政の供養塔があります。田畑の周りは、中規模の工場、戸建て、マンション、集合住宅が建てられ、当地区の耕地面積は、昔に比

べると50%を割るといふ状況であります。人通りの絶えない地域ですので、かつて上野農業委員が記述された「動物・鳥との格闘記」にあるような農作物の動物被害は限られています。反面、人通りの多い道路周辺の耕作地は、ゴミのポイ捨てが後を絶ちません。ペットボトル、空き缶、ビニール袋等が田んぼに捨てられていくのです。特に自販機の近くは被害が多く、その中でもビン類は、耕運機等の機械の進入で割れてしまうので、後の始末が手間取るうえ長靴でも危険なのです。私は田んぼに行く度にそれらの「ポイ捨て」を持ち帰るようになりました。また、農作業における騒音(耕運機、コンバイン、草刈り機等)、昆虫の飛来、野焼きの煙等に対する近隣住民による苦情にも悩まされています。もちろん消毒とか、臭いのする肥料の作業の時はビクビクものです。「私の田んぼは先祖代々動かずに

さて、この「一人ぼやき」どうしたらよいのでしょうか。人それぞれの価値観の違いもありますので、被害者意識も違い、特効薬などあるわけがありません。「迷惑はお互い様! 悪意があるわけでもない。イライラしても仕方ない」とまあ、ここまで思えばいいのです

ここにちには! 皆さんは「あぜ道」と聞いて何を思い出されますか。イナゴ、バッタ、モグラ、ヘビ、もつと美しくヒガンバナ、ヤブカンゾウでしょうか。「あぜ道」は、畦道とも書いて、田んぼ、畑の区切り、境として無くてはならない要の存在です。また「畦」は、あぜともうねとも読みますね。「あぜ道」は、なんとなく郷愁を感じるもので、そのまま幼い自分につながるような気がしますね。

さて、この「一人ぼやき」どうしたらよいのでしょうか。人それぞれの価値観の違いもありますので、被害者意識も違い、特効薬などあるわけがありません。「迷惑はお互い様! 悪意があるわけでもない。イライラしても仕方ない」とまあ、ここまで思えばいいのです

ここであるのです。それを知らながら近隣に引越してきて、今更それはないでしょう」と一人でぼやいています(笑)。そんな苦情を言う新住民も、稲刈りの済んだ田んぼは、子供たちの格好の遊び場になります。もちろん「あぜ道」もまた、散歩道と化すことが日常茶飯事に見受けられます。「私のよりどころの田んぼと畦を踏みにじらないで!」とまたぞろ一人ぼやきです(笑)。動物被害ならぬ人間被害なのです。

が、そう努力することが精神上もいいことだと思います。近隣にお住まいの方々も、直接ではありませんが、私たち生産者のお客様でもあります。お互いの距離をもつと縮められたら価値観の共有もあるのではありませんか。そこから地域の共存共栄が生まれるものと思えます。JA茨木市農産物直売所「みしま館」を介した生産者とのコミュニケーション作り(間接的ではありませんが)も一つの方法だと思います。また、子ども期の農作業体験を狙った春の田植えから秋の刈取りまでの「学習田」の取り組み、茨木市農業祭等々、地元のプロデューサーと消費者がお互いの立場を少しでも分かっていける環境作りこそが、農業への理解に結び付くことになると思います。更に地産地消の利便性を理解していただきながら、地域農業が地元にとって、如何に重宝なものであるかを実感していただき、地域農業への理解と共感を得ることではないでしょうか。

あぜ道



農業委員 粟生 隆

農家と近隣住民の共存



新たな農業委員会制度への移行に向けて

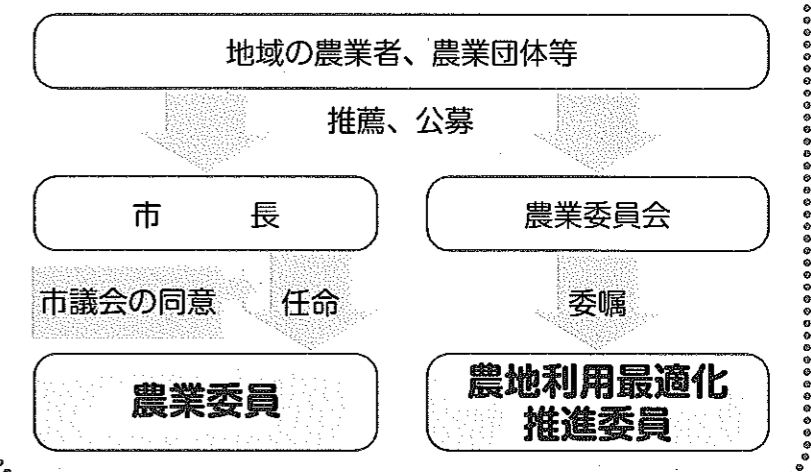
平成28年4月1日改正農業委員会法が施行されたことにより、今年の7月20日から、茨木市農業委員会は、新体制に移行します。

具体的には、農業委員の選出方法が公選制から市長の任命制へ変更されるとともに、農業委員会は農地利用の最適化の推進(担い手への農地利用の集積集約化、耕作放棄地の発生防止、解消等)を重点的に行うことが求められることから、地域において農地利用の最適化を推進する「農地利用最適化推進委員」が新設されます。

新たな制度に基づく農業委員会の発足に向け、農業委員、農地利用最適化推進委員は、右記イメージ図のとおり、推薦・公募の手続きが必要となることから、茨木市及び茨木市農業委員会では、現在、その準備を進めています。

今後、皆様から推薦、応募していただくに当たり、いつ、どのような形で募集するかは、詳細が決まり次第、茨木市のホームページ、広報誌等でお知らせします。

農業委員、農地利用最適化推進委員の選任イメージ



大阪府農業委員会大会開催

地域の実情を踏まえ、農業の活性化に向けて



平成28年度大阪府農業委員会大会が、10月28日、大阪国際交流センターにおいて開催され、茨木市農業委員を含む府内農業委員等約800人、一般消費者等約100人の合わせて約900人が参加しました。

今年度は、改正農業委員会法により既に新体制に移行している農業委員会もあり、新設された農地利用最適化推進委員も参加しています。第1部では、大阪府農業会議中谷会長の挨拶があり、農業改革の一環として、改正農業委員会法、農地法等が4月1日に施行され、新制度の下、それぞれの地域の実情を踏まえ

た農業の活性化が重要であり、農業委員会系統組織には引き続き、農地の利用集積促進や遊休農地の発生防止・解消、担い手の確保・育成など、これまで以上に大きな役割を果たしていくことが期待されると述べられました。続いて、農業委員等永年在任者表彰、なにわ農業賞の表彰の後、①大阪府農業活性化に関する要請決議、②都市農業振興基本計画に基づく具体的施策の推進に関する申し合わせ決議、③「かけがえのない農地と担い手を守り、活かす」大阪農業リフレッシュ運動の推進に関する申し合わせ決議の議案説明があり、それぞれ満場一致で採択されました。



「私たちの食卓の向こう側」をテーマに、タレントの大桃美代子氏が講演され、平成16年、新潟県魚沼市の実家に帰省中に中越地震で被災した体験から、農業と向き合い、地元の子どもたちと田植えや稲刈りをしたり、田んぼに住む生き物を調査し、環境問題や生物多様性の大切さを教える取組について紹介されました。当日は、参加者全員に、大阪産(もん)能勢栗「銀寄(ぎんよせ)」が手渡され、大阪の農業、特産品のアピールも行われました。

第2部では、「私たちの食卓の向こう側」をテーマに、タレントの大桃美代子氏が講演され、平成16年、新潟県魚沼市の実家に帰省中に中越地震で被災した体験から、農業と向き合い、地元の子どもたちと田植えや稲刈りをしたり、田んぼに住む生き物を調査し、環境問題や生物多様性の大切さを教える取組について紹介されました。当日は、参加者全員に、大阪産(もん)能勢栗「銀寄(ぎんよせ)」が手渡され、大阪の農業、特産品のアピールも行われました。